

令和5年度より

補助金の限度額が一部変更になりました。

令和4年度までと変わらない部分

商工会会員が受注した場合

補助： 工事金費の30%、限度額50万円

商工会会員以外が受注した場合

補助： 補助対象外

※商工会会員で施工できない工事、または下請に商工会会員を使用した場合は商工会会員の工事費の15%、限度額25万円。

令和5年度より

子育て世帯、若者夫婦世帯及び中古住宅をリフォームした場合は限度額を50万円を60万円とします（25万円は30万円）。

※子育て世帯： 申請時点において、子供（申請年度の4月1日時点で18歳未満）のいる世帯。

※若者夫婦世帯： 申請時点において夫婦であり、申請年度の4月1日時点でいずれかが39歳以下の世帯。

※中古住宅： 過去に人が居住したことがあり申請時点において売買により取得して1年以内の住宅をいう。取得日は登記完了日、未登記の場合は契約日とします。

商品券の交付について

補助金の8割までしか工事代金に当てることが出来ません。

補助金が184,000円の場合

工事代金の一部として使える商品券

$184,000円 \times 0.8 = 147,200円 \rightarrow 147,000円分$ (8割以下、千円未満切捨て)

工事代金の一部として使えない商品券

$184,000円 - 147,000円 = 37,000円分$ の商品券(1,000円券)

※工事代金の一部として使えない商品券を184,000円とすることも可能です。

平成23年度～令和4年度にリフォーム補助金を 利用している場合

ケース1

すでに10万円の補助を受けている場合

補助率が30%の場合40万円利用できます(合計50万円)。

ケース2

すでに30万円の補助を受けている場合

補助率が30%の場合20万円利用できます(合計50万円)。

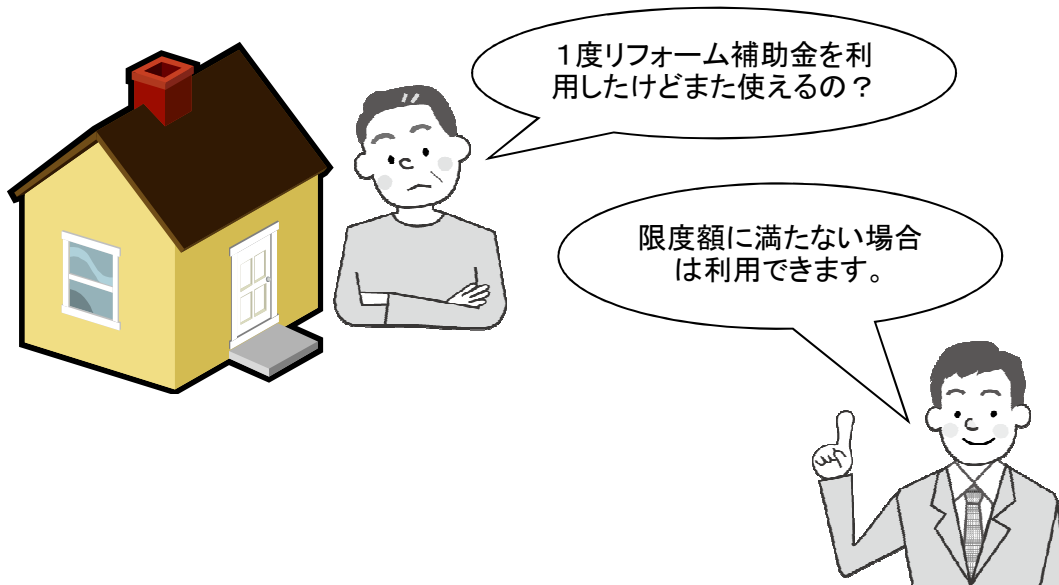
ケース1及びケース2は平成26年度～令和4年度の間で利用可能です。

ケース3

すでに50万円の補助を受けている場合

利用することは出来ません。

※補助率が15%の場合は計算が異なります、個別にご相談ください。



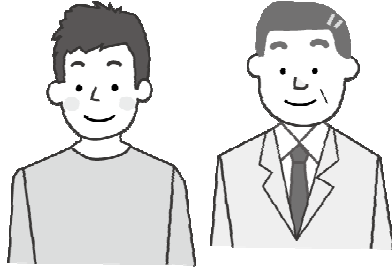
※ただし条件によっては利用できない場合があります。

申請者と所有者が異なる場合

ケース1



申請者・所有者 所有者(同居の父等一親等以内)



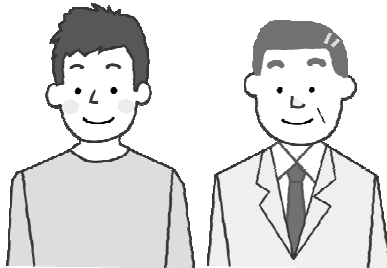
様式第2-1号の提出は
必要ありません。

審査会により内容を確認します。



申請者

所有者(同居の父等一親等以外)

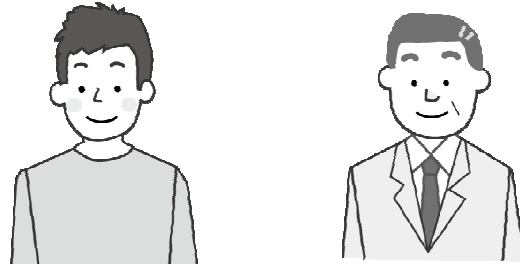


理由書の提出が必要です。



申請者

所有者(別居の父等一親等)

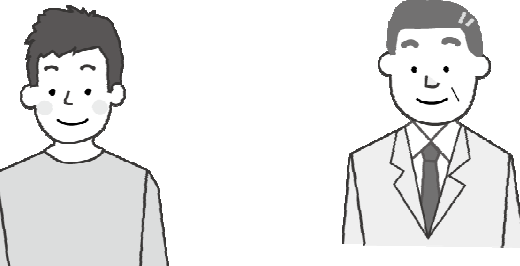


様式第2-1号の
提出が必要です。



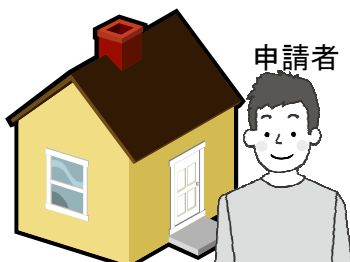
申請者

所有者(親族)



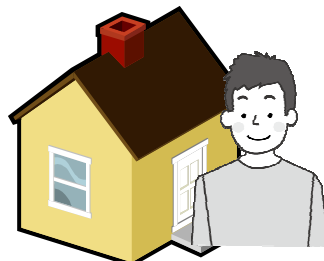
様式第2-1号及び
理由書の提出が必要です。

補助の対象外です



申請者

所有者(親族以外)



申請者・所有者

